

工事業のみなさまの賠償責任保険

工事業のみなさまを取り巻く賠償リスクをまとめてカバーします!!

●工事中 他人の身体の障害や財物の損壊等



- 工事中に足場が倒れ下に止めてあった他人の自動車を壊してしまった。

損害額 **120万円**



- 機械の修理作業中に、作業ミスで機械を壊してしまった。

損害額 **250万円**

- 工事現場を囲む柵が開いていたために、子供が工事現場内に入り込み、竖穴に落下して重度の後遺障害を負ってしまった。

損害額 **5,000万円**

- 工事中に下請の電気設備業者が、他の下請業者が持ち込んだ機材を壊してしまった。

損害額 **75万円**



- 基礎工事中に地盤が陥没し、周辺の住宅が傾いた。

損害額 **100万円**

さらに



事故を直接の原因とする工事遅延により、請負契約に基づく損害賠償として違約金を支払うことになった。

損害額 **60万円**



事故発生後、今後の対処について弁護士に相談した。

かかった費用 **5万円**

●工事中 借用財物の損壊等

- 工事のためにリースした機械を誤って壊してしまった(時価額150万円)。

損害額 **150万円**

さらに

修理費(250万円)が時価額を超えてしまい、その差額も含めた修理費全額を請求された。

損害額 **100万円**



●工事後 他人の身体の障害や財物の損壊

- ドアの取付が不完全でドアが外れ、住人にケガをさせてしまった。

損害額 **30万円**



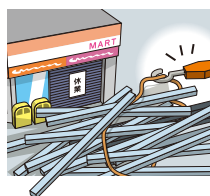
さらに



壊れたドアの再設置費用を負担した。

損害額 **10万円**

●その他の賠償事故



工事中にクレーンが倒れてしまった。周囲に損害はなかったが、撤去作業をしている間、近隣店舗で休業による収益減少が生じた。

損害額 **200万円**



工事後に、建設したビルの外壁が崩れビル全体が閉鎖されたため、入居しているテナントに収益減少が生じた。

損害額 **75万円**

●被害者治療費



建設現場に侵入し、遊んでいた子供が資材でケガ。賠償責任は認められなかったが、その治療費を弊社の同意を得て支払った。

損害額 **30万円**

賠償リスクだけでなく、こんなリスクも...

●被害に遭われた場合の賠償請求費用

第三者の運転する自動車が工事現場に突っ込み、建設機械が破損した。運転者に損害賠償を拒否されたため、弁護士に依頼のうえ損害賠償請求した。



かかった費用 **60万円**

●クレーム等対応費用の補償 ●サイバー・情報漏えい事故の補償 につきましては、別途チラシやパンフレットをご参照ください。

裏面の補償内容でこれらの事故がまとめてカバーされます ➡



で補償される内容

工事業のみならず、施設の管理、工事などの業務の遂行、工事の結果による事故によって負担する法律上の損害賠償責任を包括して補償します。

1

施設が原因で生じた事故と仕事上の行為が原因で生じた事故を補償します。

I. 施設業務特約

- 記名被保険者のほか、記名被保険者の下請負人、発注者が自動的に被保険者となります。
記名被保険者、下請業者、発注者間の財物の損壊等についても補償します。
 - 被保険者が保管・借用する他人の財物*に対する損壊、紛失、詐取・盗取については、1000万円まで補償します。
- ※ 保管・借用する他人の財物
- 自動車または原動機付自転車（他人からリース・借用したもので作業場内または登録番号のないものを除きます。）は含まれません。
 - 発注者からの支給材料や、直接作業を行っている財物は含まれません（これらの財物の損壊等は、この特約の支払限度額まで補償します。）。

この特約では、上記の事故のほか、作業場内専用車による事故、借用不動産に対する事故、人格権・宣伝侵害事故等を補償します。詳しくはビジサポパンフレットをご参照ください。



I. 施設業務特約で補償される事故が発生し、その事故の発生した日の翌日から30日以内に履行期日が到来する工事において、履行期日の翌日から6日間以上遅延した場合、請負契約書に基づく違約金などの損害賠償責任を補償します。

▶ 工事遅延損害補償特約



施設・業務遂行中の事故により、他人の財物*を滅失、破損または汚損することなく使用できなくなったことによる収益減少などの損害賠償責任を補償します。

※被保険者が所有、使用または管理する財物を除きます。

▶ 財物損壊を伴わない使用不能損害補償特約



他人の財物の損壊等について、修理費*が財物の時価額を超えた場合に、その差額の費用を補償します。

※損壊等が生じた財物と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額を限度とします。（I. 施設業務特約で対物超過復旧費補償特約をセットする場合はII. 生産物特約にもこの特約がセットされます。）

▶ 対物超過復旧費補償特約



土地の掘削、地下または基礎に関する工事の遂行に伴って不測かつ突発的に発生した工作物やその基礎部分、植物または土地の損壊を補償します。

※事故の種類により保険金をお支払いできない場合があります。

▶ 地盤崩壊危険補償特約

2

つくった物が原因で生じた事故と仕事を完了し引渡した後に生じた事故を補償します。

II. 生産物特約



他人の身体の障害や財物の損壊についてII. 生産物特約により保険金をお支払いする場合に、事故の原因となった生産物や仕事の目的物自体の損壊およびその使用不能についての損害賠償責任や、回収、検査、修理、交換、廃棄するための費用を補償します。

▶ 生産物・仕事の目的物自体損壊補償特約



生産物または仕事の結果に起因する事故により、他人の財物を滅失、破損または汚損することなく使用できなくなったことによる収益減少などの損害賠償責任を補償します。

▶ 財物損壊を伴わない使用不能損害補償特約

3

被害に遭われた際の弁護士費用や法律相談費用、損害賠償責任が発生しない事故での被害者の方への見舞費用もお支払いします。



記名被保険者等が被った被害について、「法律上の損害賠償請求を行う場合に負担した弁護士費用」や、「法律相談を行う場合に負担した法律相談費用」を補償します。

▶ 被害事故弁護士費用等補償特約

● I 施設業務 ● II 生産物 ● 用



I. 施設業務特約、II. 生産物特約のいずれかにおいて補償の対象となる可能性のある他人の身体障害が発生した場合、被保険者の法律上の賠償責任の有無にかかわらず、被害者の治療費や死亡した場合の葬祭費用をお支払いします。

▶ 被害者治療費等補償特約

● I 施設業務 ● II 生産物 ● 用

4

法律上の損害賠償金以外の各種費用もお支払いします。



法律上の損害賠償金のほか、損害賠償責任に関する争訟のための弁護士費用、訴訟対応費用、被害者見舞費用、弁護士相談費用、信頼回復のための広告費用、損害の発生および拡大の防止のための損害防止軽減費用や緊急措置費用などをお支払いします。

統合賠償責任保険特別約款

このチラシはごく簡単な説明を記載したものです。保険金をお支払いできない場合、保険金の支払条件、支払限度額、その他この保険の詳細につきましては、ビジサポパンフレットまたは重要事項説明書をご参照いただくか、取扱代理店または弊社へお問い合わせください。実際にセットされる特約は、申込書等においてご確認ください。

日新火災海上保険株式会社

事故のご連絡

日新火災事故受付センター

各種お問合せ先

0120-232-233

24時間・365日

保険のご相談

日新火災
テレフォンサービスセンター

0120-718-268

9:00~18:00 (平日)
9:00~17:00 (土日祝)



<https://www.nisshinfire.co.jp/contact>

代理店・営業担当

●安心のトータルライフプランをお手伝い。お気軽にご用命ください。